

施設整備方針(案)

本施設を構成する主な機能に、ホール・会議室機能、図書館・歴史・文化機能、民間機能が挙げられていますが、それぞれの機能に対応した施設を個別に配置するのではなく、それぞれの機能に不可欠なスペースを配置し、それらを目的に応じて利用することによって施設の効率的な利用を図るとともに、施設全体が個々の機能を超えて、「交流創造広場」として新たな価値を生み出す施設を目指すものです。

■創作・練習・発表・観賞のための施設

主な施設	用途例
ホール ギャラリースペース ティーンズスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽やダンス等の練習(防音) ・ 音楽等の発表会 ・ 音楽や演劇等の鑑賞 ・ ワークショップ ・ 絵画、書画、写真、華道等の展示

■図書館機能のための施設

主な施設	用途例
郷土資料コーナー 閲覧スペース レファレンスコーナー 情報ブラウジングコーナー 親子スペース 一般書架コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の閲覧、貸し出し ・ レファレンス、各種相談 ・ PC等、情報端末による資料検索や閲覧 ・ 子どもや親子が本を楽しめる場所

■会議・学習のための施設

主な施設	用途例
学習コーナー 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人又はグループでの学習、研究(図書資料の閲覧機能も併せて) ・ 地域やサークル、団体等の会合 ・ 講座 ・ イベント

■交流・集いの場のための施設

主な施設	用途例
コンシェルジュ フリースペース(ラウンジ) プレイスペース エントランスホール 屋内公園 カフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム、市内イベント、文化施設等の総合案内 ・ 市民の交流 ・ 子どもの居場所づくり ・ にぎわいの創出

■賑わいのための施設

主な施設	用途例
生活利便サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物販 ・ 飲食 ・ オフィススペース ・ 市内の雇用創出に繋がるもの